

令和7年9月

お客さま各位

長浜信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組について

平素は、長浜信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2016年に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」において「約束手形利用の廃止、小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、金融業界では「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とした自主行動計画を策定しています。

これを受けまして、当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組として、下記の対応を実施させていただきます。

記

1. 当座預金の新規口座開設終了

当座預金（マル専口座を含む）の新規口座開設を終了しました。

事業性資金にかかる新規口座の開設を希望される場合は、「普通預金」または「決済用普通預金」をご利用ください。

2. 令和9年（2027年）4月以降を期日とする手形・小切手等の代金取立等の受付終了

令和9年（2027年）4月以降を期日とする手形等（令和9年（2027年）4月以降を振出日とする先日付小切手を含みます）について、期日管理をともなう代金取立の受付と、上記を期日とする手形割引の新規受付を終了しました。

3. 手形帳・小切手帳の発行終了

受付終了日 令和8年（2026年）3月31日（火）

手形用紙（約束手形・為替手形）・小切手用紙（自己宛小切手を含む）の発行を終了いたします。

4. 払戻請求書による当座預金からの払い戻しの取扱開始

取扱開始日 令和7年（2025年）12月1日（月）

お客さま自身による当座預金からの出金につきましては、当金庫所定の「払戻請求書」に署名・捺印のうえ、「当座勘定入金帳」または「当座勘定照合票」等、口座番号が確認できるものをご提示いただくことで、当座預金から払い戻しさせていただきます。ただし、払い戻しは口座開設店に限らせていただきます。

なお、引き続き小切手での払い戻しも可能です。

《手形・小切手の電子化に伴う代替サービスのご案内》

当金庫では、手形・小切手に代わる電子的な決済サービスとして「ながしん法人インターネットバンキングサービス」「ながしんでんさいサービス」をご用意しております。この機会にご利用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上